



金 沢 市 公 報

号外第4号

令和4年(2022年)2月16日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○ 金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱の一部改正について (子育て支援課)	1

告 示

●金沢市告示第49号

金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱(令和3年告示第361号)の一部を次のように改正する。

令和4年2月16日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第2号中「臨時特別給付金」の次に「(第13条の2に規定する支援給付金を除く。次号から第13条までにおいて同じ。)」を加える。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、対象児童について既に第13条の2に規定する支援給付金が支給された場合にあつては、当該対象児童に係る臨時特別給付金は、支給しない。

第13条の次に次の1条を加える。

(支援給付金)

第13条の2 前各条に定めるもののほか、第3条第1項に規定する支給対象者及び本市以外の市町村において当該支給対象者に相当する者とされたもの(以下この条において「本来支給対象者」という。)の配偶者であった者のうち、離婚をした者その他これに準ずる者で本市に住所を有する次に掲げるもの(以下この条において「支援給付金支給対象者」という。)に対し、臨時特別給付金のうち支援給付金を支給する。

- (1) 令和3年9月分の児童手当の受給者でない者であつて、令和4年3月分の児童手当の受給者であるもの(令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする者にあつては、令和3年9月1日から当該申請の日までの間に児童手当の受給者を変更する手続が完了し、当該申請の日において児童手当の受給者であるもの)
- (2) 令和3年9月30日において高校生を養育していない者であつて、令和4年2月28日(同日前に支援給付金の申請をする者にあつては、当該申請の日)において高校生を養育しているもの(所得額が令第1条に規定する額未満の者に限る。)

2 支援給付金の支給の算定の基礎となる児童(以下「支援給付金対象児童」という。)は、次に掲げる者その他これに準ずる者とする。

- (1) 支援給付金支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童(令和4年2月28日までに支援給付金の申請があつた場合は、令和3年9月1日から当該申請の日までの間に児童手当の受給者を変更する手続が完了し、当該申請の日において児童手当の受給者である者に係る児童)
- (2) 令和4年2月28日(同日前に支援給付金の申請があつた場合は、当該申請の日)において支援給付金支給対象者に養育されている高校生

3 支援給付金の支給額は、支援給付金対象児童1人につき100,000円とする。ただし、本来支給対象者から当該支給額に相当する金銭を受領していた場合及び支援給付金対象児童のために本来支給対象者が当該支給額に相当する額の金銭等を費消していた場合にあつては、支援給付金支給対象者からの申請に基づき、当該受領していた額及び当該費消していた額を控除した額とする。

- 4 支援給付金の申請の期限は、令和4年3月31日とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、支援給付金の支給その他の事務は、第8条及び第10条から前条までの規定の例により行うものとする。

附 則

金沢市多子世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱（令和4年告示第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

- (3) 原要綱第13条の2に規定する支援給付金の支給を受けない世帯